

生徒による政治的活動規程

- 1 学校の教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動については、すべて禁止とする。
- 2 教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限又は禁止とする。
- 3 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、判断し行うこととする。
ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがありうる。

※選挙活動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

※政治的活動とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。